

第 4 部

資 料

○富山市障害者計画・障害福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 8 月 5 日	障害者のニーズ把握のためのアンケート調査実施
平成 26 年 6 月 4 日	障害者施策の現状把握のための関係機関に対する調査 障害者のニーズ把握のための障害者団体に対する要望事項調査
平成 26 年 10 月 29 日	第 1 回富山市障害者計画等策定委員会 ○策定スケジュールについて ○富山市障害者計画及び障害福祉計画の概要について ○障害者の現状について ○アンケート調査結果及び意見・要望について
平成 26 年 11 月 11 日	富山市障害者計画等策定検討会 ○富山市障害者計画及び障害福祉計画の概要について ○策定の組織体制、スケジュールについて ○ワーキンググループの担当職員の推薦について
平成 26 年 11 月 12 日 ～ 11 月 26 日	富山市障害者計画等策定検討会（ワーキンググループ） ○障害者計画（案）の検討項目の確認・追加・修正等
平成 26 年 12 月 18 日	第 2 回富山市障害者計画等策定委員会 ○これまでの策定状況について ○障害者計画（案）について ・基本目標等 ・目標年度の障害のある人の数 ・分野別基本計画 ○障害福祉計画（案）について ・数値目標、見込量等 ○今後の策定スケジュールについて
平成 27 年 1 月 14 日 ～ 2 月 13 日	パブリックコメントの実施（市ホームページ）
平成 27 年 2 月 24 日	第 3 回富山市障害者計画等策定委員会 ○これまでの策定状況について ○障害者計画（案）及び障害福祉計画（案）について ・前回の策定委員会に基づく修正（案）について ・パブリックコメントの結果について

○富山市障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の自立と社会参加を促進することを目的に、障害者基本法に規定される「富山市障害者計画」及び障害者総合支援法に規定される「障害福祉計画」(以下「計画」という。)を策定するため、富山市障害者計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、前条の目的を達成するため、計画の策定に関し必要な事項について調査、審議し、計画を策定する。

(組織等)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、自立支援協議会の委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 策定委員会に委員長1人、委員長代理を1人置く。

2 委員長は、自立支援協議会会長とし、委員長代理は委員長が指名する。

3 委員長は、会議を招集し、主宰する。委員長代理は、委員長を補佐する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、自立支援協議会の開催に合わせて開催し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員も過半数をもって可決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(検討会)

第7条 策定委員会に、策定委員会の所掌事務について調査、研究させるため検討会を置く。

2 検討会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

○富山市障害者計画等策定委員会委員名簿

委嘱区分	氏名	役職名	任期
学識経験者	宮田 伸朗	富山国際大学 子ども育成学部 学部長	委員長
	塚田 彰	医師（身体） 富山市民病院 リハビリテーション科部長	
	本田 万知子	医師（知的・精神） 富山県心の健康センター嘱託医	
福祉・保健事業等の関係者	野尻 昭一	富山市社会福祉協議会会長	委員長代理
	山村 敏博	富山市民生委員児童委員協議会会長	
	山方 功	富山市自治振興連絡協議会副会長	
障害者施設の代表者	窪田 喜代嗣	高志ライフケアホーム所長	
	光江 泰子	セーナー苑副苑長	
	金子 かつよ	社会福祉法人フレンドリー会 理事	
	澤田 和秀	社会福祉法人秀愛会 理事長	
障害者団体の代表者	堀 恵一	富山市身体障害者福祉協議会会長	
	服部 隆則	富山市手をつなぐ育成会会長	
	寺田 秀雄	富山市精神障害者家族会等連絡会委員	
教育・雇用機関の代表者	阿部 美穂子	富山大学人間発達科学部准教授	
	松井 浩透	サクラパックス（株）経営管理部部長	
その他	井澤 朋子	富山県難病相談・支援センター 主任相談支援員	
	岩本 由美子	東部・山室地域包括支援センター 管理者	

○富山市障害者計画等策定検討会設置要領

(趣旨)

第1条 富山市障害者計画等策定委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、富山市障害者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について調査、研究する。

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 地域生活支援施策の充実
- (3) 生活環境の整備
- (4) 教育・スポーツ・文化芸術活動の促進
- (5) 雇用・就労の促進
- (6) 保健・医療の充実
- (7) その他富山市障害者計画及び障害福祉計画の策定に係る必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、座長及び検討員をもって組織する。

- 2 座長は、福祉保健部次長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副座長は、福祉保健部次長（介護・高齢者福祉担当）をもって充て、座長を補佐する。
- 4 検討員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めた者は、検討員とすることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 検討会の円滑な運営と事業の推進のため、検討会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる課等の長がその所属職員のうちから推薦する者を充てる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成18年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月18日から施行する。

別表

部 局	所 属	部 局	所 属	
企画管理部	職員課長	建設部	建設政策課長	
	広報課長		道路河川整備課長	
	情報統計課長		道路河川管理課長	
財務部	契約課長		公園緑地課長	
福祉保健部	社会福祉課長		市民病院	防災対策課長
	障害福祉課長			市営住宅課長
	子育て支援課長			経営管理課長
	家庭児童相談課長	教育委員会	学校教育課長	
	長寿福祉課長		学校保健課長	
	介護保険課長		生涯学習課長	
	保険年金課長		図書館長	
	保健所総務課長	消防局	予防課長	
	保健所保健予防課長	大沢野総合行政センター	地域福祉課長	
	保健所健康課長	大山総合行政センター	地域福祉課長	
保健所生活衛生課長	八尾総合行政センター	地域福祉課長		
市民生活部	市民生活相談課長	婦中総合行政センター	地域福祉課長	
	生活安全交通課長	山田総合行政センター	市民福祉課長	
	男女参画・ボランティア課長	細入総合行政センター	市民福祉課長	
	スポーツ課長			
商工労働部	商業労政課長			
都市整備部	都市政策課長			
	交通政策課長			
	建築指導課長			

○用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

IT [Information Technology] 情報技術。パソコンの普及によりインターネットの利用が拡大された。インターネットの利用者は居ながらにして世界のさまざまな情報を得られる。インターネットを手軽に利用できるようになったことで、社会のIT化は一挙に進んだが、多くの場合パソコンの操作がインターネット利用の前提であるために、パソコンを操作できない人は効率的な情報の入手経路を阻まれ、「デジタル・ディバイド（情報格差）」を引き起こしている。

アクセシビリティ [accessibility] 高齢者や障害のある人を含む誰もが、様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるか、あるいはその度合いをいう。

アジア太平洋障害者の十年 国連・障害者の十年（1983年～1992年）を継承し、障害者施策の推進を図るため、1993年から2002年を期間としている。日本をはじめ、アジア太平洋諸国は10年間の国内行動計画を定めた。この「アジア太平洋障害者の十年」は、2002年のアジア・太平洋経済社会委員会総会において10年延長され、2012年の同総会において、さらに10年延長された。

アスペルガー症候群 自閉症のうち、知的障害を伴わず、言語的コミュニケーションが比較的良好なタイプ。 ⇒ 自閉症

医学的リハビリテーション リハビリテーションの中の医学的側面をいう。狭義にはリハビリテーション医学の裏付けによりその専門性が認められる部分、即ち理学療法、作業療法、言語療法、義肢装具製作、心理指導等により治療・訓練を施す分野を指すこともあるが、広義には、障害のある人のリハビリテーション過程における保健、治療等の医学的側面全般を含む。

育成医療 身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、障害のある児童に対し行われる生活の能力を得るために必要な公費負担医療をいう。育成医療は、児童福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

意思疎通支援事業 ⇒ コミュニケーション支援事業

一般就労 障害のある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

移動支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、屋外での移動が困難な障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業をいう。障害福祉サービスの外出支援サービスとして、移動に著しい困難がある視覚に障害のある人に対する同行援護、行動上著しい困難を有する知的障害のある人又は精神に障害のある人に対する行動援護があり、移動支援事業はこの二つのサービスに該当しない障害のある人が対象となる。

医療型児童発達支援 上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行う事業。医療型児童発達支援は、医療型児童発達支援センター（平成24年度以前の肢体不自由児通園施設）あるいは医療機関が提供するサービスである。

インフォーマルサービス 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点の特徴といえる。

うつ病 気分と意欲が障害される精神障害。最近までは躁うつ病といわれ、現在では気分障害や感情障害といわれる。躁状態あるいはうつ状態があらわれるが、うつ状態だけのものをうつ病、躁・うつ両方あらわれるものを双極性障害（狭義の躁うつ病）という。とくに、うつ病はストレスにあふれた現代社会のなかで増加してきている。

NPO法人（特定非営利活動法人） 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

援護寮 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定められていた精神障害者社会復帰施設の一つである精神障害者生活訓練施設をいう。入院医療の必要はないが精神に障害があるため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる人（知的障害のある人を除く）に生活の場を提供し、社会参加に必要な生活指導を行う施設である。障害者自立支援法の施行により、援護寮の多くはグループホームに転換した。

オストメイト〔ostomate〕 人工肛門・人工膀胱保有者。

音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 身体障害の一種。身体障害者福祉法では、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失又は著しい障害で永続するものを同法の対象となる身体障害としている。

介護手当 常時介護を必要とする6歳以上の身体に障害のある人又は知的障害のある人を介護している人に対する市の支給金。平成26年度の支給月額、非課税世帯が1万円、課税世帯が5,000円である。

介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人に、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、また、介護サービス利用者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人をいう。ホームヘルパー、福祉施設職員等に介護福祉士が増加しつつある。

介護保険法 加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、その有する能力に応

じ自立した生活が送れるよう、国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした法律。制度としては、財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保険で、利用者の選択により介護サービスを利用できるシステムである。

介護予防 高齢者が要介護とならないよう予防すること。

外出支援サービス 障害のある人を対象とする外出支援サービスとしては、視覚に障害のある人を対象とする同行援護、知的あるいは精神に障害のある人を対象とする行動援護、同行援護・行動援護に該当しない人で屋外での移動が困難な人を対象とする移動支援事業の3種類がある。

ガイドヘルパー〔guide helper〕 重度の視覚に障害のある人、脳性まひ等全身性障害のある人、知的あるいは精神に障害のある人等の外出時に付き添い、移動時の介護等を行うヘルパーをいう。

学習障害（Learning Disabilities；LD） 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障害である。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

家庭児童相談室 家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を目的に、福祉事務所に設けられている相談所。福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うこととされ、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する家庭相談員が配置されている。

完全参加と平等 ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」（1981年）のテーマである。障害のある人がそれぞれの住んでいる地域で社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現するという意味である。

基幹相談支援室 ⇒ 富山市障害者福祉センター基幹相談支援室

義肢装具士 義手、義足、体幹装具等の義肢装具を製作し、身体に適合させる高度専門的技術を持つと認められた人に付与される名称。義肢装具士法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢装具の製作、適合等を行うことを業とする。

基準該当事業所 指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものが障害のある人を受け入れた場合は、基準該当障害福祉サービスとして、特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給される。本市の場合、多くの富山型デイサービス実施事業所を基準該当事業所として認めている。

機能訓練 損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練。麻痺などにより失われた機能の維持・回復を図る運動療法、機能的作業療法と、機能障害が永続的になった場合、残された健全な機能の開発を図る日常生活動作訓練などをいう。

機能障害〔impairment〕 WHOの国際障害分類では、これを「心理的、生理的又は解剖的な構造又

は機能のなんらかの喪失又は異常である」としており、形態異常を含む概念である。国際障害分類では、障害の三つのレベル（機能障害→能力低下→社会的不利）という考え方を示しており、日常生活や社会生活上の困難をもたらす心身そのものの障害状況であると理解される。なお、WHOは、国際障害分類を国際生活機能分類に変更した。⇒ 国際生活機能分類

基本指針 ⇒ 障害福祉計画

共生 とともに生きること。内閣府では、年齢や障害の有無等にかかわらずなく、安全に安心して暮らせる社会を「共生社会」といっている。

共同作業所 一般の企業等で働くことが困難な障害のある人の働く場を確保するため、障害のある人、親、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている比較的少数の作業所。法的に認められている就労支援施設と違って、無認可施設のため、公的援助は少なく財政基盤をはじめ、施設整備、施設運営など十分な内容とはいえないところがあるが、地域に密着していることが利点としてあげられる。小規模作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称でも呼ばれており、地方自治体から補助金も出されている。障害者自立支援法の施行により、多くの共同作業所が、就労継続支援（B型）あるいは地域活動支援センターに移行した。

共同生活援助 ⇒ グループホーム

共同生活介護 ⇒ ケアホーム

居住サポート事業 ⇒ 住宅入居等支援事業

居宅介護（ホームヘルプ） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、障害のある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスをいい、介護保険法では、「訪問介護」という。

緊急通報装置 本市においては、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、緊急通報装置の貸与をしている。急病や災害等の緊急時に迅速に対応するため、ペンダントのボタンを押すと、消防署や協力員等に通報され、緊急対応を行う。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 ⇒ 障害者優先調達推進法

グループホーム（共同生活援助） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種であるグループホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

ケアホーム（共同生活介護） 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種であったケアホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅である。グループホームとの違いは、ケアホーム利用者は介護を要する人、グループホーム利用者は介護を要しない人とされていることである。ケアホームは、平成26年4月からグループホームに一元化された。

計画相談支援 障害者総合支援法の相談支援の一種で、障害のある人が自立した日常生活又は社会生

活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を申請した障害のある人のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

経過的福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、20歳以上の従来の福祉手当の支給資格者であって、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受けることができない在宅の人に支給される。支給月額が障害児福祉手当と同じ14,180円（平成26年度）。所得制限がある。

健康寿命 日常生活に介護等を必要とせず、心身とも自立した活動的な状態で生活できる期間をいう。厚生労働省は、平成22年の日本人の平均寿命が男性79.55歳、女性86.30歳であり、健康寿命が男性70.42歳、女性73.62歳としている。

言語聴覚士 厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいう。

権利擁護 自らの意思を表明することが困難な知的障害のある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

高次脳機能障害 病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障害をきたす病態。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性の変性疾患によるものは含まれない。

更生医療 身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体に障害のある人に対し行われるその更生のために必要な公費負担医療をいう。更生医療は、身体障害者福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

行動援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を要する人が、行動する際の危険を回避するための援護、外出時の移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等を受けるサービスをいう。

広汎性発達障害 社会性に関連する領域にみられる発達障害の総称。小児自閉症、アスペルガー症候群、レット症候群、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害などが含まれる。

合理的配慮 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

交流教育 障害のある児童とない児童と一緒に教育することをいう。一般的には、特別支援学級に在籍する障害のある児童が、特定の時間だけ、通常の学級の児童と学ぶことをいう。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関や、デパートや旅客施設などの公共的施設のバリアフリーをめざし、高齢者や障害のある人が移

動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とする法律。一般的には「バリアフリー法」という。

国際障害者年〔International Year of Disabled Persons ; I Y D P〕 1976年の国際連合総会は、世界的規模で啓発活動を行う国際障害者年を1981年とすることを決議した。そのテーマは「完全参加と平等」であり、具体的な目的は、①障害のある人の身体的、精神的な社会適合の援助、②就労の機会保障、③日常生活への参加の促進、④社会参加権の周知徹底のための社会教育と情報の提供、⑤国際障害者年の目的の実施のための措置と方法の確立、であった。これらの目的は1年で達成されるものではないので、国際連合はさらに「障害者の十年」（1983～1992年）を設定し、各国が計画的に課題解決に取り組んできた。

国際シンボルマーク 障害のある人のリハビリテーション事業を実施する世界各国の団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会によって、障害のある人が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示すシンボルマークとして決定されたものである。シンボルマークが適切に広く利用されるとともに、普及されることによって、障害のある人が直面している建築上、その他の障壁の除去・軽減について市民に対し理解を高めることを目的としている。



国際生活機能分類（ICF） WHO（国際保健機構）が、2001年5月第54回総会において、国際障害分類（ICIDH）の改訂版として採択した障害に関する国際的な分類。国際障害分類が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利）を分類するという考え方であったのに対し、国際生活機能分類は環境因子という観点を加え、例えば、バリアフリー等の環境を評価できるように構成されている。このような考え方は、障害のある人はもとより、すべての人の保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を示唆しているといえる。

国連・障害者の十年 国際障害者年の目的を計画的に達成していくために、1982年に国連が決議採択したもので、1983年から1992年までの10年間を設定した。各国が、障害のある人の福祉、自立支援、教育等の諸施策を計画的に充実していくよう要請したものである。

心の健康センター 精神保健の向上及び精神に障害のある人の福祉の増進を図るため、都道府県・指定都市に置かれる精神保健福祉センターのこと。具体的な業務としては、①精神保健及び精神に障害のある人の福祉に関する知識の普及と調査研究、②相談及び指導のうち複雑又は困難なもの、③精神医療審査会の事務、④精神に障害のある人の自立支援医療の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務等がある。

コミュニケーション支援事業 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業。平成25年度からは、意思疎通支援事業に変更された。

雇用率 ⇒ 障害者雇用率

サービス等利用計画 介護給付等を受ける障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。介護保険のケアプラン（介護サービス計画）と同様のものである。

災害時要援護者 ⇒ 要配慮者

在宅生活支援サービス 要援護者を居宅において処遇するための各種サービス。具体的には、施設機能を利用したデイサービス、ショートステイのほか、ホームヘルプサービス、入浴サービス、給食サービス等がある。

作業療法士〔Occupational Therapist;OT〕 厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法を専門技術とする医学的リハビリテーション技術者に付与される名称。理学療法士及び作業療法士法により資格、業務等が定められている。作業療法とは、身体又は精神に障害のある人に主としてその応用的動作能力又は社会的応用力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を訓練として行わせる医学的リハビリテーションのことをいう。

産業保健総合支援センター 産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、独立行政法人労働省健康福祉機構が47都道府県に設置している相談機関。

支援費制度 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき、平成15年度から身体に障害のある人、知的障害のある人及び障害のある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

視覚障害 眼の機能の障害を指し、身体障害者福祉法では、身体障害の一種として、視力障害と視野障害に分けて規定している。最も軽度な6級の視力障害は、障害が永続するもので、一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるものをいう。

施設入所支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスをいう。施設入所支援は、障害者支援施設で行われ、平日の日中は、生活介護などの日中活動系サービスを利用する。制度上、利用の期限の定めはない。

肢体不自由 上肢・下肢及び体幹の機能の障害を指す。身体障害者福祉法では、①1上肢、1下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの、②1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて1上肢の2指以上をそれぞれ第1指骨間関節以上で欠くもの、③1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤1上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥①から⑤ま

でに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害を身体障害としている。なお、知能の障害が原因で運動機能に障害がある場合はこれに含まれない。

肢体不自由児施設 児童福祉法に定められていた児童福祉施設の一つで、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童が、治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得する入所施設。児童福祉法の改正により、平成24年4月から医療型障害児入所施設となった。

児童相談所 児童福祉法に基づき都道府県・指定都市・中核市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関。児童福祉司、心理判定員、社会福祉士、医師等が配置され、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと、を業務とし、必要に応じ、巡回してこれらの業務を行う。

児童発達支援 就学前の障害のある児童が身近な地域で質の高い療育を通所で受けることができる事業をいう。平成24年度以前の児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業が、児童発達支援となった。児童発達支援は、児童福祉施設として定義された福祉型児童発達支援センターと、障害のある児童が身近な場所でサービスを受けられる児童発達支援事業がある。

児童福祉法 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

視能訓練士〔orthoptist:ORT〕 視能訓練を専門技術とすることを認められた人に付与される名称。視能訓練士法に基づき、厚生労働大臣の免許を受け、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある人に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする。

自発的活動支援事業 障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の一つで、障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいう。具体的には、ピアサポート、障害のある人等の災害対策活動や見守り活動、社会活動、ボランティア活動等を支援する事業である。

自閉症 社会性の障害や他者とのコミュニケーション能力に障害や困難さを生じたり、こだわりが強くなる精神障害の一種。症状の特徴は、①対人関係に疎通性を欠き、②ことばの発達に遅れと異常が認められ、③特定のものに執着するというもので、3歳位までに表れる。

社会教育 学校教育による教育活動でなく、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションを含む）をいう。小、中学校の児童、生徒に対する社会教育（少年教育）、両親に対する児童の育成に関する教育（家庭教育）、放送大学、大学公開講座などの成人教育、生涯教育、老人大学等も社会教育の一環である。

社会的不利〔handicap〕 身体や精神の障害のために、大多数の人々に保障されている生活水準、社会活動への参加、社会的評価などが不利となっている状態を示す。WHOの国際障害分類では、障害の三つのレベル（機能障害→能力低下→社会的不利）の概念を提起したが、これによれば、「社会的不利とは、機能障害や能力低下の結果として、その個人に生じた不利益であって、その個人にとって（年齢、性別、社会文化的因子からみて）正常な役割を果たすことが制限されたり妨げられたりすることである」としている。なお、WHOは、国際障害分類を国際生活機能分類に変更した。

⇒ 国際生活機能分類

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を経営する人及び社会福祉に関する活動を行う人（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。社会福祉士の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体的、精神的な障害や環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいう。

社会福祉事業団 社会福祉施設の運営を民間に委託することを目的に、都道府県又は市が設立した社会福祉法人。理事長は原則として都道府県知事又は市長とし、民生部（局）長が副理事長又は理事に加わるものとされている。事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営である。

社会福祉法人 社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として同法の定めるところにより設立された法人。社会福祉法人は、民法による公益法人の不備を補正するものとして特別に創設された公益性の高い法人で第1種社会福祉事業を実施できる。①社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないこと、②社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこと、③社会福祉事業のほかに公益事業又は収益事業を行うこともできるが、特別の会計として経理すること、④国又は地方公共団体による助成及び監督、税制上の優遇措置があること、等の特徴がある。

社会モデル 障害のある人の身体能力に着目するのではなく、社会の障壁に問題があるという考え方

をいう。

重症心身障害 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害をいう。

重症心身障害児施設 重症心身障害児施設は、児童福祉法に基づき、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童の入所施設とされていたが、成人になっても入所を続ける人の多い施設であった。平成24年度からは、従来の重症心身障害児施設は、18歳未満利用者が児童福祉法の医療型障害児入所施設、18歳以上利用者が障害者総合支援法の療養介護に分けられた。

住宅入居等支援事業 障害者総合支援法の地域生活支援事業の市町村の必須事業の一つで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。「居住サポート事業」ともいう。

重度障害者等包括支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に受けるサービスをいう。

重度の知的障害のある人 知能が未発達の状態にとどまった人で、療育手帳A所持者をいう。

重度訪問介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスをいう。

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされている。

就労援助者 ⇒ ジョブコーチ制度

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、A型とB型の2種類がある。

就労継続支援（A型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。

宿泊型自立訓練 障害福祉サービスの自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅

後における生活能力等の維持・向上のための訓練等を行うものである。

手話通訳者 重度の聴覚に障害のある人・重度の言語に障害のある人と障害のない人との意思伝達を援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

生涯学習 人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだとする考え方。生涯教育ともいう。

障害基礎年金 国民年金法に基づく年金給付の一種。①初診日において被保険者であること、②障害認定日において1級又は2級の障害の状態にあること、③保険料の滞納期間が3分の1以上ないこと、を要件として支給される。年金額は、1級80,500円、2級64,400円（平成26年度）。厚生年金保険や各種共済年金に加入している人は、障害基礎年金とあわせて障害厚生年金又は障害共済年金が支給される。

障害支援区分 障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の支援の度合を示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分といていた。

障害児相談支援 児童福祉法の障害児通所支援を申請した障害のある児童に、サービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

障害児通園事業 主として言葉の遅れている就学前児童に対して、障害児教育の専門指導員がそれぞれの障害のある児童の性格や程度に応じた指導を行い、心身の発達を促すとともに言語機能を高めることを目的とする教室。児童福祉法に定める児童発達支援として行っている。

障害児通所支援 障害のある児童が通所して受けるサービスをいい、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の4種類がある。

障害児等療育支援事業 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体に障害のある児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する地域の療育機能との重層的な連携を図る事業。実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市である。

障害児入所支援 児童福祉法に定める重度の障害のある児童が入所して受けるサービスをいう。障害児入所支援には、福祉型と医療型がある。

障害児福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に重度の障害のある児童に支給される。支給対象となるのは、20歳未満の障害のある児童のうち重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする人。支給額は、月額14,180円（平成26年度）となっている。所得制限がある。

障害者 障害者基本法では、障害者の定義として「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者総合支援法においては、18歳以

上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者のほか、指定された130の難病に罹患している人として
いる。

障害者基本計画 障害者基本法に基づく障害のある人のための施策に関する国の基本的な計画。平成
5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）が（第1次）
障害者基本計画とみなされていたが、平成14年度で終期を迎えたことから、平成14年12月に「（第2
次）障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）が閣議決定され、平成25年9月には「障害者基本
計画（第3次）」（平成25年度～平成29年度）が公表された。

障害者基本法 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した
法律。この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけが
えのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によっ
て分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、
差別の禁止や障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野につい
て国民、国、地方公共団体等の義務を定めている。

障害者虐待防止センター 市町村に設置され、障害のある人本人や養護者、周囲の人からの障害者虐
待に関する疑問や悩みなど、様々な相談を受け付けるとともに、家庭や職場、障害者施設等で障害
者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けている障害のある人からの届け出を受け付け、それ
にもとづき、事実確認及び立入り検査、障害のある人の一時保護や支援、養護者の負担の軽減を図る
ための支援などを行う機関をいう。本市においては、障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課
に持たせている。

障害者虐待防止法 平成23年6月に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に、障害のある人の
虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人
に対する通報義務を課すなどしている。

障害者計画 障害者基本法により、都道府県及び市町村に策定が義務づけられている障害のある人の
ための施策に関する総合的な計画。計画の範囲は、障害のある人についての雇用・教育・福祉・建
設・交通など多岐にわたり、障害のある人の年齢・障害の種別・程度に応じたきめ細かい総合的な
施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者権利条約 ⇒ 障害者の権利に関する条約

障害者雇用促進法 ⇒ 障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、一般の民間企業にあっ
ては2.0%、特殊法人・国・地方公共団体にあつては2.3%、一定の教育委員会にあつては2.2%と
され、これを超えて身体に障害のある人、知的障害のある人及び精神に障害のある人を雇用する義
務を負う。この場合、重度の障害のある人1人は障害のある人2人として算入される。この雇用率

を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金又は報奨金が支給される。

障害者差別解消支援地域協議会 障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、国及び地方公共団体の機関の医療、介護、教育等の従事者や特定非営利活動法人、学識経験者等から構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとしている。

障害者差別解消法 平成28年4月1日から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者支援施設 障害のある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

障害者週間 1981（昭和56）年の国際障害者年を記念して定められ、平成5年に障害者基本法により「障害者の日」として法定化され、平成16年の改正により「障害者週間」となった。国民が障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から12月9日（国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した日）を「障害者週間」としている。毎年、内閣府による記念の集いが開催されるほか、全国各地で障害者問題に関する啓発広報のための各種行事・事業が行われている。

障害者就業・生活支援センター 就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。本市の社会福祉法人セーナー苑が指定を受けている。

障害者職業センター 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターの3種類がある。障害者職業総合センターは、職業リハビリテーションの研究、高度な職業リハビリテーションサービスの提供等を行う障害者職業センターの中核的な施設で、全国に1か所置かれるものである。広域障害者職業センターは、障害者職業能力開発校、医療施設と連携して職業リハビリテーションサービスを提供する施設で、全国に3か所置かれている。地域障害者職業センターは、地域に密着して職業リハビリテーションサービスを提供する施設で、各都道府県に1か所ずつ設置されている。

障害者自立支援協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議機関で、市町村が設置しなければならない。協議事項としては、①委託

相談支援事業者の運営評価等、②困難事例への対応のあり方、③地域の関係機関によるネットワーク構築、④地域の社会資源の開発、改善、⑤その他、である。富山市障害者自立支援協議会は、富山市障害者計画及び富山市障害福祉計画の審議機関でもある。

障害者自立支援法 障害のある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。⇒ 障害者総合支援法

障害者生活支援センター 地域で生活している障害のある人やその家族の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う機関。市内の9か所の障害者生活支援センターが、障害者総合支援法による障害者相談支援事業の実施機関である。

障害者総合支援法 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障害のある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者対策に関する新長期計画 昭和57年に策定した「障害者対策に関する長期計画（昭和58年～平成4年）」を継承する計画で、平成5年から平成14年を計画期間としている。「全員参加の社会づくりをめざして」という副題のつけられたこの計画は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、「完全参加と平等」を目標に、①啓発広報、②教育・育成、③雇用・就業、④保健・医療、⑤福祉、⑥生活環境、⑦スポーツ、レクリエーション及び文化、⑧国際協力の8分野について、「啓発から行動へ」という方向性を提示した。国のこの計画は「(第1期) 障害者基本計画」とみなされている。

障害者に関する世界行動計画 1982年の第37回国連総会で採択されたもので、1981年の国際障害者年の成果をもとに検討されたガイドラインである。この行動計画は、世界の障害問題を分析し、そのうえで各国がなすべきこと及び今後果たさなければならない国際的課題について、理念や、障害者観及び哲学を組み入れた具体性を持つ提案を201項目にわたって提起している。

障害者の権利に関する条約 障害のある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された条約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障害者の雇用の促進等に関する法律 障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国及び地方公共団体の責務、障害のある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇用の促進するため、職業リハビリテーションの推進、障

害のある人の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収を定めている。

障害者福祉センター基幹相談支援室 ⇒ 富山市障害者福祉センター基幹相談支援室

障害者福祉プラザ 平成11年に全面開館した本市の障害のある人の自立生活支援のための拠点施設。

相談支援、障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター、障害者通所作業センター、生活介護事業所などの機能を備えている。

障害者優先調達推進法 平成24年6月に公布された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、その受注の機会を確保するための必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることとしている。

障害程度区分 ⇒ 障害支援区分

障害年金 被保険者が障害を理由として受け取る年金。障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金がある。

障害のある人 障害者基本法では、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいうが、本計画においては、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等も含んでいる。

障害福祉計画 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」という）に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、等を定めることとされている。障害福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

障害福祉サービス 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活支援（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

障害保健福祉圏域 障害者福祉施策を推進するうえで、一市町村のみでは対応できない広域的な事業等を推進する単位。富山県の障害保健福祉圏域は、富山・高岡・新川・砺波の4圏域で、本市は、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町で構成する富山圏域に属している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ⇒ 障害者差別解消法

小児慢性特定疾患 国の小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、治療が長期に及び、その医療費の負担が高額となる疾患として11症候群（514疾患）が指定され、児童の健全な発育を阻害しないよう疾患の研究や治療法の確立とともに、患者家族の医療費の負担軽減が図られていたが、平成27年1月からは、児童福祉法の「小児慢性特定疾病」として、760疾病が指定された。

ショートステイ ⇒ 短期入所

職業リハビリテーション 障害のある人等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門技術の領域をいう。具体的には、障害者職業センター、障害者職業訓練校、就労移行支援実施施設等において行われる。

ジョブコーチ制度 障害のある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障害のある人が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行い、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言などを行う制度。

自立訓練 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、機能訓練と生活訓練の2種類がある。

自立訓練（機能訓練） 入所施設・病院を退所・退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立訓練（生活訓練） 入所施設・病院を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立支援 障害者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障害のある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きな考え方といえる。

自立支援医療 障害のある児童のための「育成医療」、身体に障害のある人のための「更生医療」及び精神に障害のある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自

立支援給付に位置づけられている。支給認定は、育成医療及び更生医療が市町村、精神通院医療が都道府県である。

自立支援協議会 ⇒ 障害者自立支援協議会

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅） 高齢者（60歳以上）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう設備、運営面で配慮された公的賃貸住宅（公営住宅等）をいう。運営面の配慮として、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、一時的家事援助等を行うこととしている。

心身障害者・児福祉金 身体障害者手帳1～4級・療育手帳・精神障害者福祉手帳1～2級所持者及び障害のある児童に対する市の支給金。平成26年度の支給月額、重度の手帳所持者及び障害のある児童が2,000円、それ以外が1,500円である。

心身障害者扶養共済制度 障害のある人を扶養している保護者が、毎月掛金を拠出し、保護者が死亡した場合（又は重度障害者となった場合）、残された障害のある人に年金を支給する制度。対象となる障害のある人は、①知的障害のある人、②障害等級1級から3級に該当する身体に障害のある人、③精神又は身体に永続的な障害を有する人で①②と同程度と認められる人、とされている。

身体障害者相談員 身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として身体に障害のある人で社会的信望があり、身体に障害のある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のなかから市町村が委嘱する。身体障害者相談員は、障害のある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づき都道府県知事又は指定都市・中核市の市長により交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障害のある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

身体障害者福祉法 障害者総合支援法と相まって、身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体に障害のある人を援助し、及び必要に応じて保護し、身体に障害のある人の福祉の増進を図ることを目的とする法律。身体に障害のある人自らの自立への努力と社会参加への機会の確保が基本理念である。国及び地方公共団体には身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の総合的実施を義務づけ、国民には身体に障害のある人の社会参加への努力に対する協力を規定している。

身体障害者補助犬法 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体に障害のある人の施設等の利

用を円滑にし、身体に障害のある人の自立及び社会参加の促進を図ることを目的とする法律。この法律において、これまで道路交通法で規定されていた盲導犬に加え、介助犬及び聴導犬についても身体障害者補助犬と位置づけられた。平成14年5月に公布され、平成15年10月から、ホテルやレストランなど不特定多数が利用する民間施設においても身体障害者補助犬の同伴を受け入れることが義務づけられた。

身体に障害のある人 身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害、がある18歳以上の人であって、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。身体障害者福祉法による援護は18歳以上の身体に障害のある人に適用され、18歳未満の身体に障害のある児童については身体障害者手帳の交付はなされるが、児童福祉法による援護を受けることになっている。

ストマ〔stoma〕 人工肛門あるいは人口膀胱のこと。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

生活習慣病 成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病などの総称。従来は成人病といていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深く関わっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という概念を導入した。

生活の質〔クオリティ・オブ・ライフ:quality of life〕 終末期医療の分野では「生命の質」「人生の質」としてクオリティ・オブ・ライフが使用されるが、障害者問題では「生活の質」として日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動、家庭等非物質的側面も含め、障害のある人の社会生活の質的向上が必要であるという意味で用いられている。

生活福祉資金 低所得者、障害のある人又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。実施主体は、都道府県社会福祉協議会。借入れは、民生委員を通じて市町村社会福祉協議会を経由して申込書を提出する。資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種がある。

精神科救急医療システム 精神に障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、休日・夜間など、精神科医療機関の診療時間以外の時間帯に緊急に医療が必要な状態になった人に対して、速やかに適切な医療を提供するシステム。

精神障害者生活訓練施設 ⇒ 援護寮

精神障害者地域生活支援センター 地域で生活する精神に障害のある人が、日常生活支援、相談、地域交流事業等を通じて、その自立と社会参加の促進を図ることを目的とする施設。障害者自立支援法の施行により、地域活動支援センター（I型）に移行した。

精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めたと人に交付する手帳。精神障害の等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。①手帳制度が十分に浸透していない、②手帳所持のメリットが少ない、③精神障害であることを知られたくない、などの理由から、手帳所持者は実際の精神に障害のある人の一部にとどまっている。

精神通院医療 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神に障害のある人が通院して治療を受ける公費負担医療をいう。精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法の自立支援医療に位置づけられた。

精神に障害のある人 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護等の対象としている。発達障害のある人や高次脳機能障害のある人も、精神に障害のある人に含まれる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神に障害のある人等の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰・自立と社会経済活動への参加促進、発生予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努め、精神に障害のある人等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。具体的には、精神保健福祉センター、精神保健指定医、精神科病院、医療及び保護、精神障害者保健福祉手帳、相談指導等、精神障害者社会復帰促進センターなどについて規定している。平成18年度から、福祉サービス等の給付は、障害者自立支援法の規定によることとなった。

精神保健福祉士〔Psychiatric Social Worker:PSW〕 精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神病院等に入院中の人又は精神に障害のある人の社会復帰を目的とする施設を利用している人を対象に社会復帰に関する相談援助を行う。

精神保健福祉センター ⇒ 心の健康センター

精神保健福祉相談員 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき精神保健福祉センター及び保健所に置かれ、医師を主体とするチームの一員として、医師の医学的指導のもとに保健師その他の協力を得て、面接相談及び家庭訪問を行い、患者及び患者家庭の個別指導を行う職員。都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が任命する。

成年後見制度 知的障害のある人、精神に障害のある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保

佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

成年後見制度利用支援事業 成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に成年後見制度審判開始請求の申立てを行い、家庭裁判所が援助する人を選ぶ。申立てできるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族などに限られている。成年後見制度利用支援事業は、身寄りがなく申し立てができない人に、市長が代わりに申し立てを行い、経済的な理由から申立経費や後見人などへの報酬が支払えない人には、経費の全部又は一部を助成するものである。

相談支援 障害者総合支援法に定める相談支援は、障害のある人や障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

SOHO [Small Office/Home Office] 会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで仕事場にしたもの、あるいはコンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすことをいう。

措置 行政庁（市町村又は都道府県）が、要援護者に対して、社会福祉施設・精神科病院に入所・入院させる、あるいは在宅サービスを受けさせる制度をいう。措置は、行政処分と解されている。

多目的トイレ 障害のある人だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子どもを連れた人、大きな荷物を持っている人などが利用しやすいよう配慮して作られたトイレ。

短期入所（ショートステイ） 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障害のある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障害のある人が障害者支援施設、児童福祉施設、病院等に短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域移行 ⇒ 入所者の地域生活への移行

地域移行支援 障害者総合支援法の相談支援の一種で、施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神に障害のある人の地域生活への移行のために、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うことをいう。

地域活動支援センター 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。地域活動支援センターには、従来の作業型デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。

地域自立支援協議会 ⇒ 障害者自立支援協議会

地域生活支援拠点 グループホーム又は障害者支援施設に、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会の場合（ひとり暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約した拠点をいう。地域生活支援拠点は、障害者総合支援法（基本指針）で、平成29年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備するとしている。

地域生活支援事業 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができるとされている。自立支援給付の費用負担は、国が100分の50、都道府県及び市町村が100分の25と義務化されているのに対し、地域生活支援事業の補助については、国が100分の50以内、都道府県が100分の25以内と定められているものの、「補助することができる」とされている。

地域定着支援 障害者総合支援法の相談支援の一種で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる居宅で単身等で暮らしている障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行うことをいう。

地域福祉 社会福祉法においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こととしている。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

地域包括支援センター 地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として、介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

地域リハビリテーション 障害のある人が生活している地域において、必要なときに適切なサービスが受けられるよう、地域における総合的な各施設・機関の連携が行われ、一貫したリハビリテーションの推進を図ろうとするもの。

知的障害 知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じている

ため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

知的障害児通園施設 知的障害のある児童が通園し、独立自活に必要な知識技能を得ることを目的とする児童福祉施設に位置づけられていたが、児童福祉法の改正により、平成24年度からは児童発達支援を実施する事業所となった。 ⇒ 児童発達支援

知的障害者相談員 知的障害者福祉法により、知的障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者。原則として、知的障害のある人の保護者であって、社会的信望があり、知的障害のある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のうちから市町村が委嘱する。知的障害者相談員は、知的障害のある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

知的障害者福祉法 障害者総合支援法と相まって、知的障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害のある人を援助するとともに必要な保護を行い、知的障害のある人の福祉を図ることを目的とする法律。知的障害のある人自らの自立への努力と社会参加への機会の確保が基本理念である。国及び地方公共団体には知的障害のある人の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施を義務づけ、国民には知的障害のある人の福祉についての理解と知的障害のある人が社会経済活動に参加しようとする努力に対する協力を求めている。

注意欠陥多動性障害〔Attention Deficit Hyperactivity Disorder ; ADHD〕 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障害とされている。

中核市 地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市。中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（福祉・衛生・まちづくり等）を処理することができる。平成26年現在、本市を含めた43市が指定されている。

聴覚障害者マーク ⇒ 耳マーク

聴覚又は平衡機能の障害 身体障害の一種。身体障害者福祉法では、障害が永続するもので、①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの、②1耳の聴力レベルが90dB以上、他耳の聴力レベルが50dB以上のもの、③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの、④平衡機能の著しい障害、を同法の対象となる身体障害としている。

超高齢社会 一般的には、高齢化率が20%を超えた社会をいう。

長寿化 平均寿命が延びることをいう。わが国は、少子化と長寿化により高齢化が進行している。

通級 教科の指導は通常の学級で受け、通級指導教室に特定の時間だけ通って言語や弱視、難聴などの指導を受けることをいう。

デイサービス 要介護者等がデイサービスセンター等に通り、入浴、食事の提供、機能訓練等のサー

ビスを受ける事業をいう。保健・医療分野で行う同様のサービスをデイ・ケアという。

出前講座 市の職員が地域に出向き、行政情報等を積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりをともに考えることを目的とする。市の将来像や介護、子育て、環境、健康などの講座があり、生涯学習の一環として実施している。

同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、移動に著しい困難がある視覚に障害のある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

統合教育 障害のある児童とない児童と一緒に教育することをいう。基本的には障害のある児童が通常学級で学習する形態をいうが、特別支援学級に在籍する障害のある児童が、特定の時間だけ、通常の学級の児童たちと学ぶという、いわゆる交流教育も統合教育の一形態とする考え方もある。

統合失調症 統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患であり、それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）という特徴を併せもっている。以前は、「精神分裂病」といわれていた。

特定疾患 難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患をいい、特定疾患治療研究事業の対象疾患には公費負担医療が行われていたが、平成27年1月1日からは難病の患者に対する医療等に関する法律が適用されることとなった。 ⇒ 難病

特定非営利活動法人 ⇒ NPO法人

特別支援学級 小学校、中学校、高等学校の教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた少人数の学級。知的障害・肢体不自由・身体虚弱・弱視・難聴・情緒障害などの児童生徒を対象とし、通常の学級の児童生徒と活動等を共にする機会も設けられている。

特別支援学校 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・身体虚弱の児童生徒を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。

特別支援教育 学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症も含めた障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。平成19年度から従来の特殊教育に代えて、特別支援教育が実施されている。

特別児童扶養手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害のある児童を監護あるいは養育する父母又は養育者に支給される。支給対象となるのは20歳未満の障害のある児童。平成26年度の支給額は、障害のある児童1人につき、1級月額50,050円、2級月額33,330円となっている。所得制限がある。

特別障害給付金 国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障害基礎年金受給相当の障害に該当する人に支給される。平成17年度から支給開始された制度で、平成26年度の支給月額が1級（重度）が49,700円、2級（中度）が39,760円である。

特別障害者手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しい重度の障害がある人に支給される。支給対象となるのは、20歳以上であって著しく重度の障害の状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人。支給額は月額26,080円（平成26年度）。所得制限がある。

特例子会社 障害のある人の雇用に特別に配慮をした子会社が一定の要件を満たしている場合、その子会社に雇用されている人は親会社に雇用されているものとみなして、親会社の障害者雇用率を計算できることとされている。これにより、企業が障害者雇用を進めることを容易にしようとするものである。

富山型デイサービス 児童や高齢者、障害のある人が、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域の一つの屋根の下で受けることができるデイサービスの方式。富山型デイサービスは、平成5年に富山市で誕生し、平成26年12月現在、市内に48か所ある。利用者に暖か味を感じていただくため、民家を改修した施設が多い。

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室 相談支援事業所等と連携して、障害のある人の総合相談・専門相談、地域の福祉事業者支援などを業務として、障害者プラザに設置している相談機関。

内部障害 身体障害者福祉法で規定する身体障害の一種。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障害を同法の対象となる身体障害としている。一般的に、内部障害は外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障害に比較し、周囲の認識の低さから、病気にもかかわらず職場を休めなかったり、障害の等級が過小評価されたりするなどの問題がある。

難聴幼児通園施設 児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の中の盲ろうあ児施設の一種であったが、児童福祉法の改正により、平成24年度からは児童発達支援を実施する事業所となった。⇒児童発達支援

難病 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。難病の患者に対する医療等に関する法律では、医療費の公費負担の対象となる難病として、110疾患・症候群を指定している。なお、難病患者等は、障害者総合支援法の障害福祉サービス等を利用することができる。

日常生活自立支援事業 知的障害のある人、精神に障害のある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

日常生活自立度 日常生活の不自由さをみるために、旧厚生省の作成したものとして、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」と「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」がある。寝たきり度は、生活自立（ランク J）、準寝たきり（ランク A）及び寝たきり（ランク B・C）に分けられており、痴呆（認知症）度は、I～IV及びMに分けられている。

日常生活用具 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業として定められている日常生活用具は、次の6種類に大別されている。

介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害のある人の身体介護を支援する用具並びに障害のある児童が訓練に用いるいす等のうち、障害のある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害のある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

排泄管理支援用具 ストマ装具その他の障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

居宅生活動作補助用具 障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日中一時支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障害のある人が日中活動する場を設け、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障害のある人も利用できる。

入所者の地域生活への移行 長期の入所が常態化している施設入所支援利用者が、グループホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

認知症 脳の器質的障害により、いったん獲得された知能が持続的に低下すること。認知症には、脳梗塞、脳出血等による脳血管障害の結果生ずる脳血管性認知症及びアルツハイマー病、原因不明の脳の変性により脳の萎縮が認められる老年認知症等があるが、未解明の事項も多い。

ノーマライゼーション [normalization] デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障害のある人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

発達障害者支援法 発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある人への支援、発達障害のある人の就労の支援等について定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律。この法律の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の高汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これらに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害をいう。

バリアフリー [barrier free] 住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー法 ⇒ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ハンディキャップ [handicap] ⇒ 社会的不利

ピア・カウンセリング [peer counseling] 障害のある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図ること。同士カウンセリングともいう。アメリカの自立生活センターでとられている方式がわが国にも伝えられたものである。

PTSD [Post Traumatic Stress Disorder] 心的外傷後ストレス障害と訳す。PTSDとは、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後に様々なストレス障害を引き起こす疾患である。心の傷は、心的外傷（トラウマ）と呼ばれる。

ヒューマンアシスタント 業務補助者。職場において、主にコミュニケーションで支援を必要としている障害のある人に、手話・点訳といった障害の特性に応じた援助を行う職員をいう。

フォーラム [forum] 公開討論会。

福祉型児童発達支援センター ⇒ 児童発達支援

福祉教育 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての

知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の重要性が大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉施設の入所者の地域生活への移行 ⇒ 入所者の地域生活への移行

福祉的就労 障害のある人の一部は、本人が企業や官公庁などへの正規就職を望んでも、障害の重度さのために不可能なことがある。働くことはすべての人にとっての基本的な権利であり、その権利を守り、本人の働く意志を尊重するため、正規雇用に代わる福祉的な場と指導体制の中で働く機会を用意して、体験としての労働を障害のある人に保障していくことを福祉的就労という。障害者総合支援法の就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センター等が福祉的就労の場である。

福祉避難所 既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障害のある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

福祉ホーム 現に住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金を、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とする入居施設。従来、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に、それぞれの障害に係る福祉ホームが規定されていたが、障害者自立支援法により一本化され、地域生活支援事業の一つに位置づけられた。

保育所等訪問支援 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、2週間に1回程度保育所などを訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスをいう。利用を希望する保護者が、事業所に直接申し込むこともできる。

放課後児童クラブ 主に日中保護者が家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業をいう。

放課後等デイサービス 学齢期の障害のある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障害のある児童の「放課後児童クラブ」である。

法人後見 社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等の法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うことをいう。多くの市町村社会福祉協議会が、この法人後見に取り組んでいる。

法定雇用率 ⇒ 障害者雇用率

訪問看護 病状が安定期にある在宅の要援護者に対して、看護師、准看護師等が訪問して、看護や療養上の指導等を行うサービス。

訪問系サービス 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

訪問入浴サービス 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、常時介護を必要とする重度の障害のある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

ホームヘルプ ⇒ 居宅介護

補装具 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するものという3つの要件をすべて満たすものをいう。

ボランティア〔volunteer〕 本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。個人又はグループで、①手話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸（劇）指導等の技術援助、②障害のある人・児童・老人等の介護や話し相手、おむつたみ、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献体、旅行・観劇招待等、の奉仕を行う。

ボランティアサポーター ボランティア活動の推進を図るため、市社会福祉協議会が委嘱し、各校下に配置している人をいう。ボランティアサポーターは、ボランティアコーディネーターと緊密な連携をとって活動している。

ボランティアセンター ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。

耳マーク 聴覚に障害のある人であることを分からせるためにつける耳をデザイン化したバッジ。これをつけることにより、公共の窓口等で聞こえないために後回しにされる不利等の解消を図ることができる。



民生委員・児童委員 民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は無給で、任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援助を必要とする人がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を営む人又は社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

メンタルヘルスサポーター 富山市から委託を受けた心の健康づくりのボランティアをいう。メンタ

ルヘルスの研修を重ね、地域での相談や、心の健康に関する情報の紹介などを行っている。

盲人ホーム あん摩、はり、きゅうに必要な技術の指導を行い、視覚障害のある人の自立更生を図る施設。市内に富山県視覚障害者福祉センターがある。

モニタリング [monitoring] 監視あるいは観察すること。

ユニバーサルデザイン [universal design] 「すべての人のためのデザイン」をいう。障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障害のある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

養育支援訪問事業 育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育に支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問して実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る市町村事業をいう。

養護学校 ⇒ 特別支援学校

要配慮者 高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人をいう。防災施策において特に配慮を要する人のことを、過去には「災害弱者」「災害時要援護者」といつていた。

要約筆記者 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障害のある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚に障害のある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障害のある人に伝達するものである。

余裕教室 かつて使用されていた学校の空き教室のこと。少子化により、余裕教室が増加している。

ライフステージ [life stage] 生活段階又は人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、おのおのの段階。近年、それぞれのライフステージにおいて生起する生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されるようになっている。

理学療法士 [Physical Therapist ; PT] 理学療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者に付与される名称。理学療法士及び作業療法士法により資格、業務等が定められている。理学療法は、①光線、温熱、寒冷、水、電気等の外的刺激を用いる物理的療法、②重さ、砂のう、副子等を用いて矯正治療する器械的療法、③自動的に又は他動的にあるいは器械設備等を用いて複合的に専ら機能障害の改善を行う運動療法、に大別される。

リハビリ訓練 ⇒ 機能訓練

リハビリテーション [rehabilitation] 障害のある人の人間としての権利を回復するために、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障害のある人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

療育 医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障害のある児童の分野で用いられてきた。

療育手帳 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付される手帳。A（重度）及びB（その他）の2段階に区分される。療育手帳を所持することにより、知的障害のある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

療養介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受ける事業である。このサービスの利用者は、病院入院者である。

ノーマライゼーション社会の実現をめざして
第3次富山市障害者計画

発行年月	平成 27 年 3 月
発行	富山市 〒930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号 Tel 076-431-6111 (代)
編集	福祉保健部 障害福祉課
協力	株式会社 エディケーション